

# 〇一関工業高等専門学校図書管理用規則

(平成18年5月18日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）メディアセンター規則第15条の規定に基づき、本校図書館（以下「図書館」という。）における図書及びその他の資料（以下「図書」という。）の収集、管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(図書の定義)

第2条 図書の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般図書（第二号から第五号に掲げるもの以外
- 二 貴重図書（歴史的、文化的に価値のある書物等）
- 三 参考図書（辞書、要覧等）
- 四 逐次刊行物（新聞、雑誌等）
- 五 視聴覚資料（CD、DVD、ビデオテープ、カセットテープ等）

(図書の分類)

第3条 図書の分類は、日本十進分類法（N. D. C）により分類し、整理しなければならない。

(図書の管理範囲)

第4条 図書館が管理する図書は、図書館において購入、又は寄贈を受けた図書とする。

(図書の管理場所)

第5条 図書の管理場所は、図書館内とする。ただし、教員が学術研究等で常時使用する図書については、各教員の研究室等に置くことができる。

附 則

- 1 この規則は、平成18年5月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。